

東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラムに関する誓約書

東京大学グローバルキャンパス推進本部長 殿

年 月 日

学部/研究科・学年 学籍番号

署名

私は、東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラム（浙江大学 2021 “Chinese Bridge” Program）に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約します。

I. 遵守事項

1. 参加にかかる経費について理解したうえで出願すること。
2. 参加者として選抜された後においては、正当と認められる理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
3. プログラム参加に必要な諸手続き（提出する各種書類の作成、オンライン受講環境の整備等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
4. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
5. 日本の法令およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。
6. 申請にあたって東京大学（本部国際交流課）が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力（留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。

II. プログラム参加の中止

東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、プログラム参加の中止を命じることがある。

- (1) 上記の遵守事項に違反した場合。
- (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合。
- (3) 勉学・態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合。
- (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合。
- (5) 成業の見込みがないと判断された場合。
- (6) プログラム提供機関が所在する国（地域）の治安・状況が悪化した場合。

III. 東京大学が責任を負わない損害

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

- (1) ストライキ、流行病、設備不調（オンライン環境含む）、その他の不可抗力により生じた損害。
- (2) 正課外の活動（自由時間、休日等）により生じた損害。
- (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
- (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
- (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
- (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。